

VIII. 貿易決済について (社内ルール編)

双日株式会社
財務第一部 外国為替課、外国送金・出納課

- **輸出入時 社内ルール**
- **包括的経済制裁対象国留意点**
- **送金時の留意点**
- **Bond発行の留意点**

- **輸出入時 社内ルール**
- **包括的経済制裁対象国留意点**
- **送金時の留意点**
- **Bond発行の留意点**

■ 輸出取引ポイント①

● 被仕向送金

取引先に送金を依頼する際は、Message欄に社内帰属部課コードを記載してもらう。

● 輸出手形取引（D/P、D/A、L/C）

- ・ 銀行持込希望日の**1営業日前9:15~14:00迄**に、外国為替課にD/N (Delivery Note/手形決済時の収入伝票)を添付した船積書類を持ち込む。
- ・ 銀行持込当日の持込みキャンセルは原則不可。特に手形買取の場合、当社の資金繰りオペレーションに影響する場合あり。

■ 輸出取引ポイント②

- 社内適格銀行(※)発行のL/C（適格銀行によるCONFIRMED L/Cも含む）を用いた輸出取引は客先に対する売与信限度の申請が原則不要。
- 但し、適格銀行のL/Cであっても、以下のケースでは客先に対する売与信限度の申請が必要。
 - 発行銀行による決済または引受がされる前に客先が貨物を引き取れる。
ex) B/L直送、Sea・Air Waybill、Surrendered B/L
 - L/C上で客先発行書類が要求されている。

※ 社内適格銀行とは

- 所在国のカントリー格付が1～7格国であり、外部格付(S&P, Moody's, Fitch)において当社規定の格付を保有する銀行。
- 毎月最新リストがEAGLEに掲載される。

■ 輸入取引ポイント①

● 仕向送金

- 送金依頼書提出は送金予定日の**3営業日前の午前中（13:00）**までに経理へ提出（送金予定日が**月末**の場合は**4営業日前の午前中**）。
- マイナー通貨等の特殊送金の場合、事前に取組可否などを銀行に相談するため、一般的な社内締め前に会計承認を要する場合あり。
- 本邦、送金先の国、米国の休日を確認。休日を送金日に指定しない（毎月25日頃に翌月の海外休日をEAGLEに掲載）。但し、米国が休日でもJPY建のみ送金可。

□ 送金依頼ルート



■ 輸入取引ポイント②

● L/C開設・ア mend

- 開設・ア mend日の**2営業日前17:30**までに依頼書作成 & 営業部内での承認を取得。

● D/P、D/A、L/C取引

- 対銀行の期限（引受・決済）は以下の通り。当社内では引受・決済日の**2営業日前17:30**までに営業部内での承認を取得。

- ✓ L/C引受 : 船積書類到着後5営業日以内に引受
- ✓ L/C決済 : 船積書類到着後5営業日以内に決済
- ✓ D/A引受 : 船積書類到着後できるだけ速やかに引受
- ✓ D/P決済 : 船積書類到着後できるだけ速やかに決済

- 輸出入時 社内ルール
- 包括的経済制裁対象国留意点
- 送金時の留意点
- Bond発行の留意点

- 各国（米国/EU/日本等）が様々な制裁を課しており、包括的経済制裁対象国及び経済制裁対象者（法人・個人）に対する決済が規制されている。
- 制裁内容は対象国/対象者によって異なる。また、各銀行でも夫々の取扱基準が決められている。
- 制裁抵触が無くても取引内容・通貨・決済ルートによって、銀行方針で取扱不可の場合があるため、法務部の承認後に**事前に財務第一部制裁担当まで要相談**。

包括的
経済制裁
対象国
(2025年1月)

- 北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）。
- 特に北朝鮮、イランは制裁が厳しく、全面的に取引不可の措置が取られている。

- 包括的経済制裁対象国のうち、全面的に取引不可の北朝鮮・イランに関係のない取引、OFACの制裁対象と関係の無い取引であることを示すこと。
- 例えば、以下のような対応が必要です。

文言の記載

- 送金伝票の決済銀行宛欄に“NNK、NI、NOFAC”※と記載。
 - L/C開設時及びアメンド時に発行銀行依頼事項欄に“NNK、NI、NOFAC”と記載。
 - L/C及びB/C決済時に決済銀行宛欄に“NNK、NI、NOFAC”と記載。
- ※ NNK : Not North Korea, NI : Not Iran, NOFAC : Not OFAC

積地国・ 揚地国の記載

- 輸出/輸入取引の場合、貨物の積地・揚地を明記。

原産地証明

- L/C開設依頼書に原産国を記載、且つ公的機関が発行した原産地証明書の要求が必要。

- 輸出入時 社内ルール
- 制裁対象国留意点
- 送金時の留意点
- Bond発行の留意点

■ なりすまし詐欺とは

- 犯罪者がEメールのやり取りを不正アクセスなどで盗み見た後、偽のメールアドレスを使用したり、サーバーを乗っ取ることで、取引先や親会社のCEO等になりすまし、Eメールを送り付けて犯罪者の口座に送金を依頼するという手口の詐欺。

■ 基本的な対策：送金先口座変更時の口座確認の徹底

- 取引先のメールアドレスが正しいか確認。
- INVOICEの内容が正しいかチェック。（口座情報変更の言及無く、さりげなく送金口座が変更されたINVOICEが送付されるケースあり。）
- 通常と異なる送金依頼の場合は、メールや不審メールに記載の電話番号ではなく、いつもかけている電話番号や名刺に記載の電話番号にて事実を確認。（取引先のメールアカウントごと乗っ取られ、なりすまされている可能性あり。）
- 口座変更について取引先のカンパニーレター入手。

※ 2025年1月より決済口座に関する新しい申請要領が導入されていますので、以下もご参照下さい。
[財務第一部&財務第二部 Finance Dept. 1 & 2 - 決済先口座\(新規／変更\) 申請 - すべてのドキュメント](#)

- 正規メールアカウントを乗っ取られた場合、IT技術でなりすましを見破ることが困難である為、取引先への本人確認が極めて重要。送金を実行してしまった場合、取り戻すことは困難であり、損失につながるため、以下の対応による取引先への本人確認手続きを改めて徹底して下さい。
- メールでは絶対確認しない。また、そもそもメールでの依頼を受けない、取引先のオフィシャルな送金先口座の変更依頼レター入手。
- 原則は面前で確認。電話などで確認する場合は、必ず名刺等に記載のある番号に連絡する、メール上の番号には連絡しない。
- また、海外の他社事例では電話も乗っ取られていたケースや生成AI技術で本人の声を再現していたケースもあるため、特に金額が大きい場合には必ず面前で確認し、その他複数の確認手段を講じる必要あり。

3. ビジネスマール詐欺の注意点①

ビジネスメール詐欺は、主として人間の心の隙をついた攻撃であり、セキュリティ機器やサービスで被害を防止することが難しく、一人ひとりの注意力が最も重要です。

- 普段とは異なるメールや、過剰に急がせるメールは要注意！
双日の役員を騙って送金や情報提供を要求する電話・メールは全て偽物です。
- 取引先から振込口座変更のメールを受け取った場合
メールの署名に書いてある電話番号は無視！必ず、取引先の名刺などに記載された電話番号に電話するなど、メール以外の手段で連絡し、原則、直接会って確認してください。（音声通話やTV会議は、ディープフェイクで騙す手口が巧妙化している為、遠隔地でやむを得ない場合に限定し、本人しか知りえない質問をするなど相手との会話を通して、不自然な点や違和感がないか注意する）
- 取引先が双日グループを騙る不審メールを受け取った場合
「双日グループでは、フリーメールを使用したり、メール1本で口座変更依頼をすることはない」とお伝えください。



■ 国際収支項目とは

- 取引の内容に応じて、一定の海外との資金移動について日銀へ報告する際に必要となる所定3行の番号。
- 外為法では国際収支統計の作成や対外取引の実態把握（資産・負債残高等）を目的として、対外取引の当事者に対して様々な報告書の提出を義務付けている。
- 当社では**決済に関する伝票作成時に入力必須**としており、入力内容を取りまとめの上、日銀に報告。30百万円相当額を超える場合で、リンク先を参照しても該当項目が不明な場合は日銀へ確認が必要。

[国際収支項目番号一覧・内容解説 外為法Q&A（国際収支項目の内容）](#)

■ 国際収支項目の重要性

統計データの収集	<ul style="list-style-type: none">日銀は外為法に基づく報告を通じて統計データを収集。このデータが日本の経済政策や金融政策を立案・実行する際の基礎データとなる。
国際収支の把握	<ul style="list-style-type: none">国際収支の状況を把握するため、企業や個人の国際取引の詳細を把握することを目的にしている。
資本移動の監視	<ul style="list-style-type: none">大規模な資本移動が金融市場に与える影響を監視し、必要に応じて適切な対策を講じる。
不正取引の検出	<ul style="list-style-type: none">日銀報告を通じて、不正取引やマネーロンダリングの疑いのある取引を早期に検出する。
信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none">経済政策や金融政策の基礎となるデータが正確でなければ、政策自体の信頼性が損なわれる。
罰則規定	<ul style="list-style-type: none">外為法に基づく報告を怠ったり、虚偽の報告を行った場合は罰則が科されるため正確な報告が必要。

- 輸出入時 社内ルール
- 包括的経済制裁対象国留意点
- 送金時の留意点
- Bond発行の留意点

■ 保証(Bond)とは

- Bondとは、債務履行の担保として機能する銀行保証のこと。（Bank Guarantee やLetter of Guaranteeなどとも呼ばれ、Standby L/Cも含まれる）
※L/Cとは異なり、貿易決済手段ではない
- 保証人（発行銀行）は原契約における契約履行の有無に関わらず、受益者（保証の差入先）からの保証履行請求のみに従って受益者への保証金の支払いを実行し、当該資金を発行依頼人（当社）より回収。

Bondの種類

- Bid Bond（入札保証）, Performance Bond（契約履行保証）
Refund Bond（前受金返還保証）, Warranty Bond（品質保証） etc.

Bondの発行方式

- 本邦発行レター方式
- 本邦発行通知方式
- 現地発行レター方式

※外国為替課で取り扱うBondとは、L/C以外の海外向け銀行保証状のこと。

■ Bond発行・解除

- **発行希望日の1か月前までを目安に、財務第一部外国為替課へEAGLE上のSWIFTシステム(※1)経由で申請。**
※1 EAGLE Japan > SWIFT(電子申請)
- **契約履行が完了後、有効期日前でも速やかにBond原本回収。(※2)**
※2 Bond原本が銀行に返却されない限り、**保証期日を過ぎても保証は無効とはならない**

■ Bondについて

- Bondに関する詳細はBondマニュアル(※3)をご参照ください。
※3 EAGLE Japan > Dept.> Corporate > 財務第一部 > Bond > Bondマニュアル
- Bondに関する問い合わせは、bond@sojitz.comにご連絡ください。

- 貿易決済やBondにおける不明点・疑問点がありましたら、前広に外国為替課もしくは外国送金・出納課に相談下さい。未然に防げるトラブルは防ぎましょう。
- 外国為替課や外国送金・出納課に任せきりにせず、取引の仕組みを理解して下さい。特に、トラブル発生時には営業部や関係部署の協力が必要不可欠です。